

太田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、太田都市計画区域区分の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年5月11日

太田市長 穂 積 昌 信

記

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画区域区分 新田大地区、新田小金井地区、東今泉地区及び出塚粕川安養寺地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和8年4月24日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県太田土木事務所及び太田市都市政策部都市計画課